

第1編 パリ条約

第1章

同盟の形成、工業所有権の保護の対象

- **1条(1)**：「この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。」
- **1条(2)**：「工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するものとする。」
 - ・それぞれの定義はないので、各国が自由に定義することができる。また、すべてを保護しなければならないというわけではない。
- **1条(3)**：「工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。」
 - ・工業所有権の語は、最も広義に解釈し、これらのものが、工業所有権から除外されることを避けるための規定である。工業所有権の語を定義したものであり、「工業」の中に、本来の工業、商業の他に、農業、採取産業等も含まれる。しかし、パリ条約の「工業所有権」の保護の対象は、パリ条約1条(2)の8つである。
- **1条(4)**：「特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種の特許が含まれる。」
 - ・各同盟国にあるすべての種類の特許について、パリ条約を適用するための規定である。